

令和4年10月17日に受理した南三陸町職員措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により監査を行った結果を次のとおり公表する。

令和4年12月15日

南三陸町監査委員 芳賀長恒

南三陸町監査委員 及川幸子

（別紙）

南三陸町職員措置請求に係る監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

住所 略
氏名 略

2 請求書の提出

請求書の提出日は、令和4年10月17日である。

3 請求の要旨

請求人提出の南三陸町職員措置請求書による請求の要旨は次のとおりである。

(原文のまま記載)

第1 請求の趣旨

1 請求の対象となる機関名

公金の支出につき責任を有する者である佐藤仁南三陸町町長

2 対象となる財務会計上の行為

令和3年10月24日執行の南三陸町議会議員一般選挙における候補者高橋尚勝に対し、南三陸町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき南三陸町が支払った選挙運動用ポスターの代金36万1500円に係る損害賠償請求行為

3 違法・不当とする根拠

(1) 南三陸町議会議員一般選挙における選挙運動に関する南三陸町の公費負担については、「南三陸町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」により、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価として定める金額は、525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、当該端数を1円に切り上げる。）とするとされている。

(2) 当該候補者は、南三陸町に対し、令和3年10月21日にポスター作成業者との間の選挙運動用ポスター作成契約書及び選挙運動用ポ

スター作成締結届出書を提出し、同年11月4日に選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書を提出し、その結果、南三陸町がポスター作成業者に対し、選挙運動用ポスター作成代金として36万1500円の支払いをしている。

- (3) しかし、当該候補者は、選挙運動用ポスターを自ら手書きして作成しているから、ポスター作成業者がポスターを作成したことはなかったので、南三陸町は、何ら作成代金を支払う必要はなかったから、損害として賠償するよう求めるのが相当である。また、ポスターの作成があったとしても、墨一色刷の代金としては不当に高額であるから、正当な価格以上の部分を損害として賠償するよう求めるのが相当である。
- (4) しかるに、町長は、当該候補者及びポスター作成業者に対し、その支払った作成代金36万1500円に係る損害賠償の請求をしない。

4 損害の発生

選挙運動用ポスター作成代金として支払った金36万1500円は、上記違法不当な財務会計上の行為と相当因果関係にたつ損害である。

5 必要な措置の内容

町長は、当該候補者及びポスター作成業者による違法・不当な行為によって南三陸町に損害が発生し、それによって南三陸町が実体法上の損害賠償請求権を取得しているのに、その権利行使をしないまま放置して財産の管理を怠っている。

よって、町長に対し、町長が令和3年11月ころ、当該候補者に選挙用のポスター代として支払った金36万1500円に係る相当額の返還請求をするよう求める。

事実証明書目録

- 1 選挙運動用ポスター作成契約締結届出書写し
- 2 選挙運動用ポスター作成契約書写し
- 3 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書写し
- 4 選挙運動用ポスター作成枚数確認書について写し
- 5 選挙運動用ポスター作成枚数確認書写し
- 6 当該候補者のポスターの一部分写し

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和4年10月17日付けで受理した。

第2 監査の実施

1 監査を執行した監査委員

監査委員 芳賀長恒

監査委員 及川幸子

2 監査の種類

地方自治法第242条に基づく住民監査請求による監査

3 監査の対象事項

違法又は不当な財務会計上の行為がなされたものかどうかについて、監査の対象事項とした。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

令和4年11月18日に、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人が出席され、陳述を行った。

なお、この際、請求人による追加の証拠の提出はなかった。

令和4年12月6日に、請求人から、追加の証拠の提出がなされた。

(事実証明書目録部分について原文のまま記載)

事実証明書目録

7 ウィペディアフリー百科事典選挙ポスター

8 選挙ポスター公費負担「100万円超」への大疑問

5 監査対象機関及び関係職員の陳述聴取

監査対象機関として、南三陸町選挙管理委員会（以下「選管」という。）及び総務課を対象として監査を実施した。

令和4年11月22日に、監査対象機関の職員（選管書記長、選管書記、総務課長、総務課長補佐）に対して、地方自治法第242条第8項の規定により、陳述の聴取を行った。

6 関係人調査

令和4年11月18日、地方自治法第199条第8項の規定により、次の関係人の調査を実施した。

関係人 高橋尚勝

関係人 A社（候補者高橋尚勝のポスター（別紙2）を作成した印刷業者）

※別紙2の印刷責任者の箇所についても一部加工し、「A社」と表記している。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

請求について監査した結果、次の事実が確認できた。

（1）選挙公営（公費負担）制度について

ア 目的

選挙公営制度は、金のかからない選挙を実現するため、また、候補者間の機会均等を図るために採用されている公費負担制度である。

イ 根拠法令

① 公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）

地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に係る選挙運動のために使用するポスターの作成は、条例で定めるところにより無料とすることができますとして規定されている。（法第143条第15項）

② 南三陸町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年南三陸町条例第3号。以下「条例」という。）

選挙運動用ポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公費負担について定められている。（条例第9条から第11条まで）

ウ 公費負担の限度額

候補者は、令和3年10月24日執行の南三陸町議会議員一般選挙において、次の限度額内においてポスターを無料で作成することができることになった。

○ 作成単価の限度額（1円未満は1円に切り上げる。）

$$\frac{525,06 \text{ 円} \times \text{ポスター掲示場数 } 97 \text{ か所} + 310,500 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数 } 97 \text{ か所}} = 3,727 \text{ 円}$$

○ 公費負担の限度額

$$3,727 \text{ 円} \times \text{ポスター掲示場数 } 97 \text{ か所} = 361,519 \text{ 円}$$

(2) 事務手続

ポスター作成費の公費負担に関する事務手続は、条例及び南三陸町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（令和3年選挙管理委員会告示第7号。以下「規程」という。）により定められている。手続の概要は、次のとおりである。

- ア ポスターの作成を業とする者（以下「業者」という。）と有償契約を締結した候補者は、選挙運動用ポスター作成契約締結届出書に契約書の写しを添え、選管に届け出る。
- イ 候補者は、届出後、契約締結業者からポスターの納品を受けたときは、選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書を選管に提出する。
- ウ 選管は、提出された前記イの申請書により、当該ポスターの公費負担の上限枚数を確認し、選挙運動用ポスター作成枚数確認書を候補者に交付する。
- エ 候補者は、選挙運動用ポスター作成証明書を作成し、前記ウの確認書とともに、業者に提出する。
- オ 契約締結業者は、提出された前記エの書類を添付して、請求書を町に提出する。
- カ 町は、前記オの業者からの請求に基づき、ポスター作成費に係る公費負担額を当該業者に対し支払う。

(3) 令和3年10月の南三陸町議会議員一般選挙のポスター作成費

- ア 公費負担の限度及び契約内容

① 公費負担の限度

限度枚数 97枚

限度単価 3,727円

基準限度額 361,519円

② 候補者高橋尚勝の契約内容

作成枚数 100枚

契約単価 3,615円

契約金額 361,500円（うち公費負担の額は350,655円）

契約日 令和3年10月21日

- イ 選挙運動用ポスター作成契約締結届出書等の内容

候補者高橋尚勝のポスター作成契約締結届出書、ポスター作成証明書及び請求内訳書の作成金額の欄に記載された枚数及び金額は、ポスター作成契約書と一致しており、ポスター作成枚数確認書に記載された確認枚数と請求内訳書の

請求金額の欄の枚数も一致している。

支出命令票によれば、請求金額350, 655円が令和3年11月19日に町からA社に支払われている。

なお、契約書及び請求書には、ポスターの仕様等の積算内訳を示す記載又は資料の添付は、なされていない。

ウ 選挙運動費用収支報告書の内容

法第189条第1項の規定により、選挙運動に関する収入及び支出の報告書を選管に提出しなければならないことになっている。候補者高橋尚勝から提出された選挙運動費用収支報告書については、ポスターの作成に関し、印刷費の箇所に記載があり、金額も前記アの契約金額と一致している。また、契約枚数100枚のうち、自己負担分の3枚分の記載及び領収書も添付されていることが確認できた。

(4) ポスター掲示場の設置について

法第144条の2第8項の規定に基づき、南三陸町議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(平成17年南三陸町条例第21号)が定められている。

令和3年10月24日執行の南三陸町長選挙及び南三陸町議会議員一般選挙におけるポスター掲示場については、97か所であったことを確認した。また、法第144条第2項及び第3項に定められているとおり、ポスターへの選管の検印、又は選管が交付する証紙の貼り付けについては、ポスター掲示場を設けることとした選挙については、適用されない(不要である)ということについても確認した。

2 監査対象機関の意見

監査対象機関の意見の概要については、次のとおりである。

(1) 候補者全体に対する制度周知等について

公費負担制度は初めての対応であり、早めに説明会を開催し、手引を示しながら周知を図った。告示直前に立候補の意思を固められた方に対してどこまでできるかという部分は、今後検討が必要と考える。

公費負担の制度の周知徹底は、引き続き図らなければならないと考えている。

(2) 候補者高橋尚勝の2種類のポスターの把握について

最初のポスター(手書きのもの)に関して、規格等の審査を実施し、内容は把握していた(別紙1)。

二つ目のポスター（業者による印刷のもの）についても、規格等の審査を実施し、作成した事実及びその内容を確認していた（別紙2）。

（3）候補者高橋尚勝に対する制度の周知について

告示日の直前に選管に連絡があり、候補者高橋尚勝が来庁し、職員が対応した。その際には、選挙公営の手引により説明を行った。業者と契約しない場合、公費負担の対象にはならないという情報は候補者に伝えた。

業者と契約をしない限り、公費負担はないということは手引等にもうたっている。

（4）候補者高橋尚勝のポスターの金額について

感覚的に高い安いという話はあるのだろうと思うが、法や条例に基づいて事務を行っている。法や条例に照らせば、違法な支出や不当な支出はないと認識している。

（5）ポスターの公費負担の手続について

ポスターは候補者自らの訴えなどを公けに示す機会で、自由度を優先しなければならないと考えているが、手続上、ポスター作成の内訳書のようなものは、添付を義務付けるなど、検討をするべきものとも考えている。

3 関係人調査の結果

南三陸町役場会議室において、関係人から協力を得て、事情の聴き取りを行ったところ、今回は、非常に特殊なケースであり、依頼から納品までが3日間程度と、極端に短かったという事実が確認できた。このことにより、業者が特殊な樹脂製の紙のカットや印刷を、一枚一枚手作業により行うことになったというものであった。

色やデザインについても、黒一色であったが、カラーにした場合であっても、今回の手法で印刷をする場合は、印刷コストに大きな違いは生じないということが判明した。

これらの事情から、通常の工程に要する2週間程度の時間があった場合と比較し、結果的に費用が嵩むことになってしまったというものであった。影響額としては、今回の契約額のうちの約3分の1の額がそれに相当する分の経費であったということが分かった。

なお、候補者高橋尚勝の2種類のポスターについて、関係人高橋尚勝から提供を受け、監査委員として現物（別紙1及び別紙2）を確認した。

4 監査委員の判断

以上のような監査対象機関に対する監査及び関係人調査等の結果に基づき、本件請求に対しては、監査委員の合議により、これを棄却するものと決定した。以下にその理由を述べる。

ポスターの作成方法は特に制限されておらず、また、条例の限度額も超えていないことから、請求人の主張は、憶測の域を出ないものと言わざるを得ない。本件住民監査請求におけるポスター作成に係る公費の支出について、違法又は不当な支出に該当する事実は認められなかった。地方自治法第242条第1項に規定する財務会計上の行為又は怠る事実によって町が被った損害を補填するために必要な措置を講すべきことには該当しないことから、本件請求には理由がない。

(1) 当該候補者は、選挙運動用ポスターを自ら手書きして作成していることから
ポスター作成業者がポスターを作成したことはなかったという主張について

当初は、自らが紙に氏名を手書きしたものを、緑色の厚紙に黒色でコピーし、
ポスターとして使用していたことが確認できた(別紙1)。また、自らが作成した
ポスターでは公費負担の対象にはならないとの選管からの指摘や、掲示板に貼り
付けたポスターが風で飛ばされた等の事由から、急遽、業者に発注し、業者によ
ってポスターが作成されたことについても確認された。

(2) ポスターの作成があったとしても、墨一色刷の代金としては不当に高額であるという主張について

監査の結果、業者によりポスターが作成されていたことを確認した。ポスター
は白色の背景に黒色の文字で、手書きではなくフォントを利用して作成されていた。
用紙は樹脂製で、裏面に糊付け加工がされているものであった(別紙2)。また、
そこに至る背景及び事実については、候補者が急遽、業者に発注を行い、極めて短
期間において作成がなされたものであることも確認した。この極めて短期間で作成
をしなければならなかつたことが、墨一色刷り、即ち白色と黒色のみの印刷であつ
ても、カラー刷りと同等の金額になるなどの要因であったということが判明した。

(3) 判例等に基づく判断

平成14年1月23日名古屋高等裁判所判決によれば、「一般的にポスターの作
成代金は、その材質、印刷費、デザイン料、撮影費、印刷枚数等によって異なる
ことが考えられるところ、選挙に際してどのようなポスターを作成するか、ポス
ター作成にどの程度の費用をかけるかは本来候補者が自由に決定すべきものであ

り、地方公共団体としては、できるだけかかる候補者の自由を尊重すべきものと考えられること、ただ地方公共団体としては、一定の負担限度額を定めておけば公費負担の趣旨を損なうおそれは小さいと考えられること、かかる公費負担の事務手続は、短期間に内に大量かつ集中的に処理される必要があること、などを考慮したものと解され、」さらに、「候補者から提出された必要書類を審査し、その内容に特段の疑念を抱かしめる記載がない以上、特にその真偽や相当性について調査することなく、定められた限度額内でポスター代金を支払うことを許容しているものと解するのが相当である。」と示されている。

選管及び総務課から提出された候補者高橋尚勝の関係書類を調査したところ、法、条例及び規程に定められた必要な書類は整っていた。また、ポスターの公費負担の限度額の範囲内で適正に予算が執行されていることも確認された。

関係人の調査によても、特殊な要因が重なった状況にあり、やむを得ない事情により経費が嵩んでしまったことが確認された。

これらの事情を勘案した上で、候補者の裁量に委ねられているポスターの作成に関し、条例で定められたポスター作成費の限度額の範囲内で公費を支出している限りにおいて、「違法又は不当な財務会計上の行為がなされた」と判断することはできない。結果、町に損害は発生しているとは認められない。

第4 結び

公営に関する選挙費の返還請求に係る住民監査請求（職員措置請求）が提出されたのは、当町としては初めてのことである。今回、請求の受理を決定し、住民監査請求の監査を実施した。

監査に当たっては、ポスター作成に係る公費負担の支出について、違法又は不当な支出があったのかという視点を主眼とし、関係書類のほか、関係者からの聞き取り調査を行ったものである。

その結果については、前記の「監査の結果」に記載したとおりであり、ポスターの公費負担における限度額の範囲内で支出された本件事案については、違法又は不当な支出に該当する事実は認められなかった。

監査委員としては、今回の監査を通じ、今後さらに、選挙公営制度に関し、住民の理解が深まり、町に対する信頼感を高めることができるとなるような対応について望むところであり、次の意見を付し、今回の監査の結びとするものである。

- 1 立候補しようとする者等に対し、ポスターなどに公費負担を活用する場合にあつては、かかる注意事項や制度の内容について、選挙の時期に限らず、常時ホームページ等で公開し、十分に周知し、理解を深める取組を行うとともに、選挙の実施に際し

ては、候補者等からの相談に十分な対応が可能となるような体制を整えるよう努められたい。

- 2 契約書及び請求書の提出に当たっては、公費負担の対象とならない他の印刷物が含まれていないか、又は対象となる枚数及び金額に誤りがないかなどを確認できるよう、作成費用の具体的な内訳が示された証拠書類等を添付させるなど、運用の改善を検討されたい。
- 3 ポスターは、候補者にとって自身への支持を訴えかけるための重要な媒体であり、それぞれの候補者の工夫の余地を残すためにも、作成に関しては自由度も十分担保しなければならないものであるが、同時に、公費が充当されているという側面も考慮し、それらの均衡が図られるよう、今回の実績や県内他団体の状況、実勢価格を把握するなどの調査等も行い、必要に応じて、限度額の改正に反映することも含め、慎重に検討されたい。

高
橋
ばち
か

高橋なおかつ